

# 障害保健福祉関係主管課長会議資料

平成27年3月6日(金)

社会・援護局障害保健福祉部  
企画課施設管理室



## 目 次

|                                      |   |
|--------------------------------------|---|
| 1 国立障害者リハビリテーションセンター等について .....      | 1 |
| 2 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園について ..... | 4 |

### 【資料】

|                                      |    |
|--------------------------------------|----|
| 1 国立障害者リハビリテーションセンターの概要等 .....       | 7  |
| 2 全国障害者総合福祉センター（戸山サンライズ）の概要等 .....   | 15 |
| 3 心身障害児総合医療療育センターの概要等 .....          | 19 |
| 4 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の概要等 ..... | 23 |



## 1 国立障害者リハビリテーションセンター等について

### (1) 国立障害者リハビリテーションセンターについて

国立障害者リハビリテーションセンター（以下「センター」という。）は、障害者の生活機能全体の維持・回復のために必要な先進的・総合的な保健・医療・福祉サービスを提供することを目的とした施設であり、我が国の障害者リハビリテーションの中核機関として、先導的役割を担っている。

センターは、障害福祉サービスを提供する「自立支援局」、治療及び医学的リハビリテーションを行う「病院」、総合的リハビリテーション技術等の研究を行う「研究所」、専門職員の養成及び研修を行う「学院」等で構成され、自立支援局には、国立光明寮（視力障害センター3ヶ所）、国立保養所（重度障害者センター2ヶ所）、国立福祉型障害児入所施設（秩父学園）がある。

[資料1：国立障害者リハビリテーションセンターの概要等]

#### ア 障害福祉サービス等の提供

センターでは、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス及び児童福祉法に基づく障害児入所支援を実施しているため、センターの利用に関して相談があった場合には、サービス内容等を説明していただけるよう、管内市区町村及び関係機関への周知をお願いしたい。

#### イ 専門職員の養成・研修等の実施

センターでは、障害のある方へのリハビリテーションや障害のある児童への保護・指導等を行う専門職について、次のような事業を行っている。

- (ア) リハビリテーション関係職員及び知的・発達障害関係職員等の質の向上を図るための各種研修
- (イ) 先駆的・指導的役割を担う人材の養成
- (ウ) 高次脳機能障害及び発達障害に関する研修や全国会議等
- (エ) 国際セミナー
- (オ) 補装具や福祉機器等に関する会議やセミナー等

具体的なスケジュールは別紙資料のとおりなので、関係する職員の参加や管内市区町村及び関係機関への周知をお願いしたい。

### (2) 秩父学園における障害児等への支援について

秩父学園は、福祉型障害児入所施設（入所部門）を基本機能として持ち、通所による独自事業（通所部門）を実施している。

入所部門においては、平成24年施行の改正児童福祉法の経過措置が残すところ3年となり、平成30年3月までに18歳以上の利用者の地域生活への移行を実現する必要がある。

秩父学園では、地域生活への移行のため、次のように取り組んでいる。

- ① 園内の一角にグループホームでの生活を想定した居住環境を作り、そこでの生活体験を積む。
- ② 担当職員が、利用者の出身都県にある障害者施設を訪問し、状況を把握。
- ③ 保護者等との施設見学や入所予定施設におけるショートステイでの受入を実施。
- ④ 本人や家族の意向を踏まえた上、施設入所申請。
- ⑤ 退所後のフォローアップとして、移行先訪問の実施。

利用者の出身自治体から施設の紹介や施設見学の同行等の積極的な支援を受けられる場合もある一方で、一部の自治体においてはショートステイを行うための受給者証の交付に関しても協力が得られないところもある。特に利用者の多い埼玉県及び東京都をはじめとして、千葉県、茨城県、長野県、川崎市におかれては、障害者施設の情報提供や事業団系の施設での受け入れなどについて特段のご協力をお願いしたい。

地域生活への移行を進める一方、国立の福祉型障害児入所施設として、児童虐待を受けた発達障害児、行動障害が著しいために地域の福祉型障害児入所施設では対応が難しい児童、精神科病院の思春期病棟で長期入院をしている児童等の受入を行っていることから、管内の児童相談所への周知をお願いしたい。

通所部門においては、障害児が地域で生活していくための発達支援や家族支援及び訪問支援等を通じた発達障害児とその家族に対する切れ目のない支援を行っているところである。新たに、昨年10月から「あそびの広場 なないろ」を開設し、発達障害の可能性のある2歳前後のお子さんご家族を対象に専門職による子育て相談等を行っており、必要に応じ、医療機関につなぐ等、早い時期からの支援が開始されるよう取り組みを行っている。今後、事業を発展させる観点から1歳6ヶ月児健診後のフォローに課題を感じておられる市区町村等の職員の事業見学や意見交換を積極的に行いたいと考えているので、管内の市区町村への情報提供をお願いしたい。

### (3)伊東重度障害者センターの統合について

静岡県伊東市にある伊東重度障害者センターの機能を、埼玉県所沢市の国立障害者リハビリテーションセンターに統合する計画については、統合後に自立訓練(機能訓練)を継続する利用者を受け入れるための施設整備が、労務単価(人件費)等の上昇の影響を受け入札不調となり再入札を行ったこと、並びに、予算不足分の工事を平成27、28年度の2か年事業として実施することになったことから、統合時期を「平成28年6月末目途」としたので、ご承知おき願いたい。

### (4)全国障害者総合福祉センター(戸山サンライズ)について

全国障害者総合福祉センターは、国が「国際障害者年」の記念事業として、障害者の自立と福祉の増進を図ることを目的として設置した身体障害者福祉センターであり、各種相談、障害者福祉に関わる職員研修、実務情報の提供のほか、会議室や宿泊施設等の提供を行っている。

障害者団体等が行う行事や研修等において、本センターを積極的にご利用いただける

よう、管内市区町村及び関係団体等への情報提供をお願いしたい。

[資料2：全国障害者総合福祉センター（戸山サンライズ）の概要等]

#### (5)心身障害児総合医療療育センターについて

心身障害児総合医療療育センターは、国が設置し、社会福祉法人日本肢体不自由児協会に運営事業を委託している、心身に障害をもった子供たちのための総合的な医療療育相談機関である。

[資料3：心身障害児総合医療療育センターの概要等]

##### ア 障害児への医療と福祉サービスの提供

センターは、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス及び児童福祉法に基づく障害児入所支援を実施しているので、センターの利用に関して相談があった場合には、サービス内容等を説明していただけるよう、管内市区町村及び関係機関への周知をお願いしたい。

##### イ 障害児支援に関する研修について

センターにおいては、障害児への医療・療育技術の向上を目的に、実践的な講義と実技体験学習を取り入れた各種講習会を開催している。具体的なスケジュールは別紙資料のとおりなので、関係する職員の参加や関係機関への周知をお願いしたい。























































